

吉見町防犯のまちづくり基本計画

(令和5年度～令和9年度)

吉見町安全・安心まちづくり推進会議

目 次

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の目標	2
3. 計画の期間	2
4. 吉見町及び埼玉県内の犯罪の現状	3
(1) 吉見町の犯罪情勢	3
(2) 埼玉県内の犯罪情勢	4
5. 防犯のまちづくりが目指すもの	4
(1) 犯罪被害の事前予防	4
(2) 安全・安心なまちづくり	4
(3) 地域の魅力の向上と活力の増進	4
6. 防犯のまちづくりの役割分担	4
(1) 町の役割	5
(2) 町民の役割	5
(3) 行政区等の役割	5
(4) 事業者の役割	5
(5) 学校等の役割	5
(6) 警察の役割	5
7. 防犯のまちづくり基本計画の体系	6
(1) 防犯意識の普及啓発	6
(2) 防犯に係る情報の提供・共有	6
(3) 自主的な防犯活動	6
(4) 子どもたちを犯罪から守るまちづくり	6
(5) 犯罪防止に配慮したまちづくり	6

1. 計画策定の趣旨

町では、平成20年3月に町、町民、事業者及び関係機関がその機能及び能力を生かし、自らの地域は自らで守るという連帯意識のもと、相互に補い合い協働することにより、自主的な防犯活動が積極的に推進される地域社会を実現することを基本理念として、「吉見町防犯のまちづくり推進条例」を制定しました。

この条例の第7条では、防犯のまちづくりに関する施策の実施を総合的かつ計画的に推進するため「防犯のまちづくり基本計画」を定め、公表することを規定しています。

また、第六次吉見町総合振興計画において、「吉見町で暮らしたい」と思えるまちを目標に、安全で安心な環境で、快適な生活を送ることができるまちづくりを推進しています。

刑法犯認知件数の減少など一定の成果のあった現計画の体系を活かしつつ、さらに当面する重要課題にも的確に対応するため、防犯のまちづくりに関する中期的な目標及び総合的な施策などを示し、町民と町が一体となって、安全で安心に暮らせる町を目指して策定するものです。

2. 計画の目標

町民が安全で安心して暮らせるよう、犯罪を防止・減少させるための地域づくりや環境づくりを推進します。

3. 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、防犯を取り巻く著しい環境の変化が生じた場合は、必要に応じて見直すものとします。

4. 吉見町及び埼玉県内の犯罪の現状

(1) 吉見町の犯罪情勢

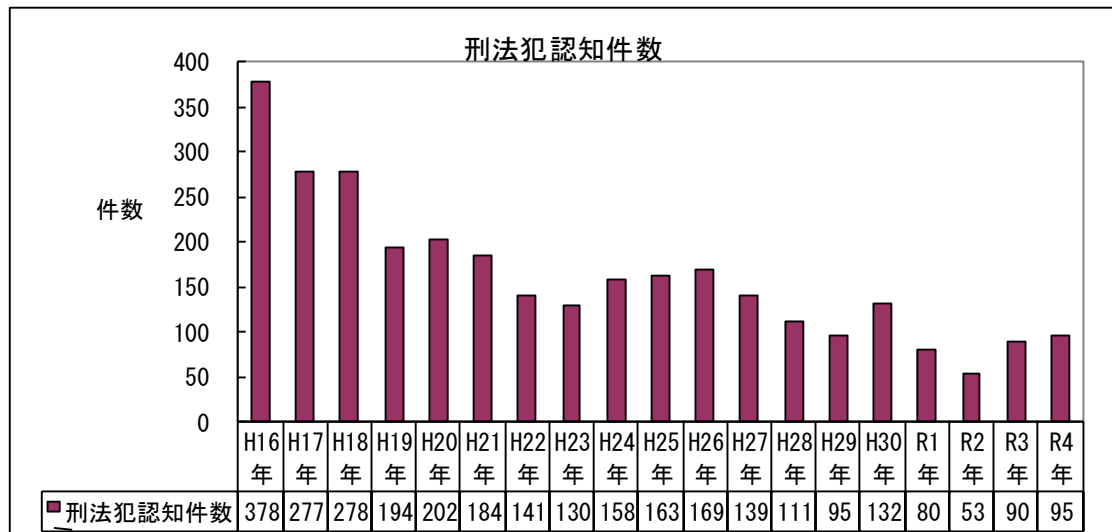
吉見町における令和4年中の刑法犯の発生状況は、認知件数（注1）が95件となっており、人口千人当たりの刑法犯認知件数も県内では73市区町村中31番目の発生率となっています。東松山警察署管内1市3町（東松山市、滑川町、川島町）の中では一番低い発生率です。

町内の刑法犯認知件数は、防犯パトロール隊が発足した平成17年から減少傾向に転じており、令和4年の刑法犯認知件数は、平成17年と比べて182件もの減少となっています。

吉見町防犯のまちづくり基本計画では、今後も刑法犯認知件数が減少し続けるよう、引き続き、町民や関係機関と連携し防犯対策を推進していく必要があります。

（注1） 認知件数・・・警察において発生を認知した事件の数

表1 吉見町内の刑法犯認知件数



※埼玉県公表の「市区町村別認知件数・犯罪率・確定値」より

表2 東松山警察署管内1市3町の人口千人当たりの刑法犯認知件数

	吉見町	東松山市	滑川町	川島町
平成17年	12.45件	21.10件	25.00件	14.36件
平成19年	8.88件	17.25件	20.62件	14.08件
平成24年	7.64件	11.85件	13.07件	11.83件
平成29年	4.96件	9.94件	10.62件	8.84件
令和4年	5.33件	6.08件	6.16件	6.87件

※埼玉県公表の「市区町村別認知件数・犯罪率・確定値」より

(2) 埼玉県内の犯罪情勢

埼玉県の刑法犯認知件数（埼玉県公表）は、平成10年以降増加を続け、平成16年に過去最高となる約18万件に達しました。その後、減少に転じ平成24年には93,158件と10万件を下回りました。平成24年以降も減少が続き、令和4年には41,983件にまで減少し過去最高であった平成16年の23%にまで減少しています。

また、令和4年に埼玉県警が認知した子どもに対する声かけ事案（注1）の件数は2,782件で、うち、小学生以下は1,420件でした。割合としては約50%を占めています。

（注1）声かけ事案・・・18歳以下の男女に対して、犯罪行為には至らないが、その前兆としてとらえられる「声をかける」、「手を引く」、「肩に手をかける」、「後をつける」などの行為

5. 防犯のまちづくりが目指すもの

(1) 犯罪被害の事前予防

町民総ぐるみで予防活動に取り組み、町民等が犯罪被害に遭わないまち。

(2) 安全・安心なまちづくり

お互いに支え合う、豊かなコミュニティが形成された、地域づくりを進めることにより、安全で安心して暮らせるまち。

(3) 地域の魅力の向上と活力の増進

防災や交通安全、環境保全、景観形成、コミュニティの活性化など様々なまちづくりの取組が一体的に進み、地域の魅力が高められ、活力が増進されるまち。

6. 防犯のまちづくりの役割分担

防犯のまちづくりは、町民、事業者、関係機関及び町が、その機能及び能力を生かし、自らの地域は自らで守るという連帯意識のもと、それぞれの役割を果たすことが重要です。

町をはじめ、町民、行政区、事業者、学校等は、警察と連携・協力して、次の役割を果たすものとします。

(1) 町の役割

- ①防犯に対する意識の啓発及び情報提供を行います。
- ②町民及び事業者による自主的な防犯活動の支援を行います。
- ③吉見町安全・安心まちづくり推進会議を中心に、関係機関及び関係団体と連携して、防犯のまちづくりを推進します。
- ④防犯のまちづくりを目的とする環境の整備を推進します。

(2) 町民の役割

- ①自らが犯罪の被害者とならないよう、日常生活における防犯意識を高めるよう努めます。
- ②住宅などの防犯対策に努めます。
- ③町及びその他関係機関などとの相互理解と協力の下、地域における防犯のまちづくりに積極的に取り組むよう努めます。
- ④自主防犯（防犯パトロール、ながら見守り）活動に参加するよう努めます。

(3) 行政区等の役割

- ①地域への情報提供や防犯意識の浸透に努めます。
- ②地域での防犯活動の実施に努めます。
- ③町及びその他関係機関が主体となって進める防犯のまちづくりに、積極的に協力するよう努めます。

(4) 事業者の役割

- ①従業員の防犯意識の向上に努めます。
- ②町及びその他関係機関が主体となって進める防犯のまちづくりに、積極的に協力するよう努めます。
- ③特殊詐欺被害の発生防止に努めます。

(5) 学校等の役割

- ①保護者や関係機関と連携し、児童等の安全確保と健全育成に努めます。
- ②地域の一員として、地域住民が進める防犯のまちづくりに積極的に取り組みます。

(6) 警察の役割

- ①パトロールや街頭活動など犯罪対策を強化します。
- ②自主防犯活動団体や町、学校等との連携を強化します。
- ③犯罪情報を提供します。
- ④犯罪の取締りを徹底します。

7. 防犯のまちづくり基本計画の体系

(1) 防犯意識の普及啓発

- ア 防犯意識の普及と啓発活動
- イ 防犯のまちづくりに係る人材養成

(2) 防犯に係る情報の提供・共有

- ア 身近な犯罪に関する情報提供
- イ 緊急時における情報共有体制
- ウ 関係機関との情報共有

(3) 自主的な防犯活動

- ア 地域における各種防犯活動
- イ 事業者による防犯対策及び活動
- ウ 町民における防犯対策

(4) 子どもたちを犯罪から守るまちづくり

- ア 防犯学習の充実
- イ 学校等における防犯対策
- ウ 通学路の防犯対策

(5) 犯罪防止に配慮したまちづくり

- ア 公共空間の照明設備の整備及び管理
- イ 公園・道路の整備及び管理
- ウ 駐車場・駐輪場の整備と管理
- エ 空き地・空き家の適正管理